

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由利本荘市長 湊 貴信

市町村名 (市町村コード)	由利本荘市 (05210)	
地域名 (地域内農業集落名)	石沢地区 (館、柳生、栗山新山崎、櫛引、烏川、鮎瀬本田、鮎瀬新田、上野、雪車町、宮沢、滝ノ沢、湯沢、鳥田目、大築、山内)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月13日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

認定農業者等の地域内の農業を担う者は47人であり、その拡大意向の面積は77.68haである。水稻が主体であるが、法人を中心にそばの作付が盛んな地域となっており、担い手への集積は7割近くまで進んでいる。離農や縮小意向の農家79名となっており、不作付け地が増えていくことが見込まれるため、受け手となる農家の確保のほか、集落営農組織等の連携により生産性の向上を図る必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

稲作を中心に、そば作付を維持しながら水田活用を図りつつ、効率的な農地利用による営農を維持していく。担い手の生産性を高めるため、法人や集落営農組合等の連携による共同作業などについて検討を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	555.84 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	555.84 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者)への農地の集積・集約化を基本としながら効率的な農地利用を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸付意向のある農地について、農地バンクを活用し、担う者への集積を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地や農道、水路の状況を見ながら、取り組み可能な農地の選別を行いながら検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外にかかわらず、新規就農者の積極的な受入れを図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
無人ヘリコプターによる病虫害防除

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②減農薬、減肥料による栽培により、低コスト化や農産物の高付加価値化を図っていく。
- ③⑨スマート農機の活用、集落間で連携したライスセンターの有効活用などにより、効率的な営農を図っていく。
- ⑤シャインマスカット栽培研修施設を活用しつつ、産地化に繋がる取組を維持していく。
- ⑦多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織による取組を継続し、農地保全、施設等の維持管理に取り組んでいく。
- ⑨もみ殻を畜産農家で活用する取組等により、資源循環型農業の取組を継続していく。